

## NEWS RELEASE

2018年9月28日

### 認証工場における大型特殊自動車の不適切な分解整備作業について

当社は、本年6月20日付けで、道路運送車両法に基づいた認証工場2拠点(名古屋サービス工場及び東京サービス工場)において、大型特殊自動車の不適切な分解整備作業を行ったと疑われる事案7件(認証工場外の現場に出張して実施した分解整備作業6件、分解整備記録簿の作成・保存漏れ1件)が判明し、これを国土交通省自動車局整備課及び上記の2拠点を管轄する運輸支局(愛知・千葉)に報告し、その指導の下、改善を進めていることを公表致しました。

この事案に係るその後の事実経過と結果につき、下記のとおりご報告申し上げます。

#### 記

#### 1. 運輸支局の見解

##### (1) 愛知運輸支局

① 当社名古屋サービス工場は、所轄である愛知運輸支局(以下「愛知支局」といいます)に対して、6月の時点で、上記7件の不備のうち5件(認証工場外の現場に出張して実施した分解整備作業4件、分解整備記録簿の作成・保存漏れ1件)を報告致しました。その後、愛知支局にて分解整備内容を精査して頂いたところ、6月28日、5件中2件が不備に該当する(分解整備作業にかかる記録簿の作成漏れ1件、認証工場外に出張して実施した分解整備作業1件)との見解を得ました。これを受けて当社名古屋サービス工場は、愛知支局の指導に基づいた改善計画書を作成し7月5日に提出致しました。

また、当該不備2件に関するお客様には、個別に事情をご説明致しました。

② 8月6日、当社名古屋サービス工場は、道路運送車両法の遵守状況について愛知支局の監査を受け、当該不備2件に関して、次の3点の法令違反を指摘されました。また、この指摘に基づき、当社名古屋サービス工場は、9月10日に愛知支局より警告書を受領しました。

1) 認証を受けた作業場以外で分解整備を実施した。(同法第78条第1項違反)

2) 分解整備を実施したにもかかわらず分解整備記録簿を記載していない。(同法第91条第1項違反)

3) 整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備があった。(同法第91条の3違反)

③ 当社名古屋サービス工場は、上記指摘を真摯に受け止め、直ちに再発防止策を展開し、改善の教育を実施致しました。また、これを改善報告書にまとめ、9月27日、愛知支局に提出、受理されました。

##### (2) 千葉運輸支局

当社東京サービス工場は、所轄である千葉運輸支局に対して、6月の時点で、上記の7件の不備のうち2件(共に、認証工場外に出張して実施した分解整備作業)を報告致しました。その後、同支局にて当該作業の内容を精査して頂いたところ、9月21日、何れも不備に該当しないとの見解を得ました。

(3) 上記のとおり、大型特殊自動車の不適切な分解整備作業を行ったと疑われる事案として当初報告した7件のうち5件は不備に該当せず、したがって、当社における不備は、名古屋サービス工場において指摘された2件でありました。

#### 2. 再発防止策

当社は、上記の結果を真摯に受け止め、全国各支店及びサービス工場の関係者に対して、道路運送車両法に関する基本的な理解を深めるために、分解整備業務の定義と手順の明確化等による認識の統一を図りました。また、分解整備業務について、指導の強化、定期的なモニタリングの実施等を行うものとし、再発防止に努めてまいります。

お客様はじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

また、法令等遵守により一層努めてまいりますので、ご理解賜りたくよろしくお願い致します。

以上

本件に関する問い合わせ先

【お客様窓口】 CS企画部 担当:戸井田、田中 Tel(03)3845-1396

【広報担当】 経営企画部 担当:森、熊澤、味岡、松井 Tel(03)3845-1386